

2026年1月吉日

お客様各位

青い森信用金庫

手形・小切手の最終振出期限の設定等について

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、この度、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、下記のとおり取組みを実施いたしますので、ご案内申し上げます。

今後とも、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 手形・小切手の「最終振出期限」の設定

当金庫の手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日といたします。

2026年10月1日以降に振り出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金受付終了

当金庫は、2026年9月30日をもって、他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付を終了します。

2026年10月1日以降は、支払金融機関への呈示が必要となります。

3. 「手形・小切手の全面的な電子化」に関する当金庫のこれまでの取り組み

実施している対応	実施時期
当座預金の新規口座開設停止	
2027年4月以降を支払期日とする手形・先日付小切手の取立受付停止	2025年4月1日
払戻請求書による当座預金出金手続	
手形・小切手帳の発行受付終了	2026年4月1日

《参考》

<当金庫の手形・小切手を振り出しがれのお客さま>

手形・小切手利用廃止

	2025 年度	2026 年度	2027 年度
当座預金 新規口座開設	受付停止（2025 年 4 月から）		
当座預金 払戻請求書	当座預金払戻請求書取扱開始（2025 年 4 月から）		
手形・小切手帳 発行受付	発行受付可 (2026 年 3 月末まで)	発行受付不可 (2026 年 4 月 1 日から)	
手形・小切手 振出※注 1	振出可（2026 年 9 月末まで）		振出不可（2026 年 10 月 1 日から）

※注 1 2026 年 10 月 1 日以降、未使用の手形・小切手用紙の買戻しには応じかねます。

<手形・小切手をお受け取りになるお客さま> ※注 2

手形・小切手利用廃止

	2025 年度	2026 年度	2027 年度
【入金】 支払地：他金融機関	入金可（2026 年 9 月末まで）※注 3		入金不可（2026 年 10 月 1 日から）
【入金】 支払地：当金庫本支店	入金可（振出日が 2026 年 9 月末までのもの）		入金不可
【取立】 支払地：他金融機関	取立可（支払期日が 2027 年 3 月末までのもの）※注 3、注 4		
【取立】 支払地：当金庫本支店	取立可（振出日が 2026 年 9 月末まで、かつ支払期日が 2027 年 3 月末までのもの）		取立不可

※注 2 2025 年 4 月より、2027 年 4 月以降を支払期日とする手形・小切手の取立受付を停止しています。

※注 3 支払地が他金融機関の手形・小切手について、振出金融機関によっては、最終振出期限日を設けている場合があります。その場合は、当金庫で入金・取立の受付をしても決済されない可能性がありますので、あらかじめ振出人へ振出期限をご確認ください。

※注 4 2026 年 10 月以降に、他金融機関を支払地とする手形・小切手については、受付日から支払期日まで、7 営業日以上あるものの取立が可能です。支払期日までに余裕がない場合は受付できません。

本件について、ご不明な点等ございましたら、お近くの<青い森しんきん>窓口までお問い合わせください。

以上